

令和2年第4回
志木市農業委員会総会議事録

令和2年4月27日

志木市農業委員会

令和2年第4回志木市農業委員会総会日程

令和2年4月27日（月）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和2年第4回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月27日（月）午後1時55分から午後2時49分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 3階 会議室4

3. 出席委員（7人）

会 長	13番	田中 満男
職務代理	11番	志村 晃
委 員	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	9番	波澄 洋子

4. 欠席委員（6人）

	1番	三枝 将樹
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	10番	抜井 和彦
	12番	志村 二美重

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る
受理の決定について
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る
受理の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐野 由美子
書記	柳下 豊

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、令和2年第4回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、6名の欠席をお願いしているところございまして、13人中7人の出席ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和2年第4回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 波澄 洋子委員、11番 志村 晃委員にお願いいたします。併せて、書記として柳下主幹を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第3号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』

(2) 議案第4号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』

以上、上程いたします。

初めに、議案第3号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』

事務局、朗読をお願いします。

○事務局

それでは、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号14番、17番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第3号受付番号14番、17番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号14番の申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員に、受付番号17番の申請人及び農地の状況につきましては小山武英委員に、ご同行いただいて確認しております。

この後、清水委員、小山委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第3号受付番号14番について、清水和雄委員の説明、報告を求めます。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第3号受付番号14番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地につきましては、大きく三か所に分かれます。

まず初めは、荒川堤外の農地となります。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、そのまま道なりに進み、荒川の堤防を越え、さらに〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である大字宗岡字■■〇〇〇〇の現地を確認したところ、水稻の作付け準備がされており、適正に管理されておりました。

次は、元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、そのまま道なりに進み、新河岸川の旧堤防を越え、さらに〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇他〇筆の現地を確認したところ、いずれも耕耘後でしたが、水稻の作付け準備がされており、適正に管理されておりました。

もう一ヶ所は、元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、そのまま道なりに進み、そこから〇〇〇メートル進み〇折、そこからメートル進んだ〇側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇他〇筆の現地を確認したところ、いずれも水稻の作付け準備がされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第3号受付番号17番について、小山武英委員の説明、報告を求めます。

なお、17番につきましては、〇〇委員ご自身の案件となっており、志木市農業委員会会議規則第10条「議会参与の制限（委員会の委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない）」に該当することから、〇〇委員におかれましては、この議案に参加することができませんので、一時退室を認めます。

(〇〇委員一時退室)

○田中会長

それでは小山武英委員お願いいたします。

○3番 小山委員

会長の指名がありましたので、議案第3号受付番号17番について、説明、報告を行います。
本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地につきましては、元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇の現地を確認したところ、■宗岡〇丁目〇〇〇〇はネギが作付けされていた他、水稻の苗間となっており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

それでは、議案第3号受付番号14番、17番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第3号受付番号14番、17番は、可決されました。

ありがとうございました。

それでは、〇〇委員、お戻りください。

(〇〇委員再入室)

次に、議案第4号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』
上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、朗読します（受付番号15番、16番について朗読）。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第4号受付番号15番、16番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

相続人及び農地の状況につきまして、抜井和彦委員にご同行いただいて確認してまいりました。

本日、抜井委員は欠席のため、事務局より報告を代読させていただきます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第4号受付番号15番、16番について、説明、報告を求めます。

なお、関連がございますので、一括して説明をお願いします。

○事務局

会長の指名がありましたので、議案第4号受付番号15番、16番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏、■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

まず15番の申請地につきましては、元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇の現地を

確認したところ、■宗岡○丁目○○○○では水稻の作付け準備がされており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

次に16番の申請地につきましては、元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んだ○側と、その反対側に立地している■■氏の宅地を取り囲むように所在している農地が申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○他○筆の現地を確認したところ、いずれも水稻の作付け準備がされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第4号受付番号15番、16番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第4号受付番号15番、16番は、可決されました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第5号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第6号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第5号受付番号2番～4番、報告第6号受付番号5番～8番について、
現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第5号、6号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、5月25日 月曜日、午後2時、市役所第二庁舎3階の第4会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、5月25日 月曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

・今後の農業委員総会について

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和2年第4回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和2年4月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9 番委員 波澄 洋子

11 番委員 志村 晃